

手続の名称	遺言書の検認
手続の概要	遺言者が自分で書いた「遺言書」を、持ってる人がしなければならない手続
申立人	遺言書の保管者、遺言書を発見した相続人
申立先の家庭裁判所	遺言者の最後の住所地
申立費用	収入印紙…遺言書一通につき800円 郵便切手…84円×相続人の人数×2枚【84円×()枚】
申立書以外の添付書類	<p>※相続人の住所が分からない場合は、その相続人の戸籍附票もとってください。 <u>戸籍謄本の返還が必要な場合は、コピーも一緒に提出してください。</u></p> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>④遺言書が開封済みの場合は遺言書写し(未開封の場合は開封せずに封筒の表・裏の写しを添付)。</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p><input type="checkbox"/>⑤死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p><input type="checkbox"/>⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>⑧死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p><input type="checkbox"/>⑨代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>